

## 呉市地域防災計画（震災対策編）新旧対照表 （修正箇所一覧票）

※修正部分は、下線で示しています。

修正理由については、次のとおりとし、新旧対照表には番号で記載しています。

- ① 「災害対策基本法」及び「防災基本計画」の改正による修正  
「広島県地域防災計画」及び「広島県水防計画」の見直しによる整合性を図るための修正  
防災関係機関等の制度変更等に伴う修正
- ② 機構改革や組織名称変更に伴う修正
- ③ 統計データの修正や文言整理等に伴う修正

ページ	現 行	改正案	変更理由																								
P 2 6 4	<p>(略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第 3 章 災害応急対策計画</b></p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第 2 節 組織・動員計画</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第 2 災害対策本部設置前の体制</b></p> <p><b>1 災害注意体制（注意体制）</b></p> <p>(1) 発令の基準</p> <p>総務部長は、次の場合に災害注意体制を発令する。</p> <table border="1" data-bbox="259 483 1115 592"> <thead> <tr> <th>指令者</th> <th>災害の種類</th> <th>発令の基準</th> <th>発令に当たっての判断基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務部長</td> <td>地震・津波</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>(3) 廃止</p> <p>災害注意体制の廃止は、上記に係る要因がなくなつたと認めたとときとし、総務部長が決定する。</p> <p>(略)</p> <p>(5) 災害対策部長会議</p> <p>ア 総務部長は、必要に応じ災害対策部長会議の開催を指示する。</p> <p>なお、災害監視体制時又は災害警戒本部体制時において、総務部長が必要と認める場合にも開催を指示できるものとする。</p> <p>イ 災害対策部長会議は、総務部長、市民部長、産業部長、都市部長、土木部長、消防局副局長その他関係部長をもって構成する。</p> <p>ウ 災害対策部長会議場所は、市役所本庁舎総務部長室とする。</p>	指令者	災害の種類	発令の基準	発令に当たっての判断基準	総務部長	地震・津波	(略)	(略)			(略)	(略)	<p>(略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第 3 章 災害応急対策計画</b></p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第 2 節 組織・動員計画</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第 2 災害対策本部設置前の体制</b></p> <p><b>1 災害注意体制（注意体制）</b></p> <p>(1) 発令の基準</p> <p>危機管理監は、次の場合に災害注意体制を発令する。</p> <table border="1" data-bbox="1146 483 2002 592"> <thead> <tr> <th>指令者</th> <th>災害の種類</th> <th>発令の基準</th> <th>発令に当たっての判断基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>危機管理監</td> <td>地震・津波</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>(3) 廃止</p> <p>災害注意体制の廃止は、上記に係る要因がなくなつたと認めたとときとし、危機管理監が決定する。</p> <p>(略)</p> <p>(5) 災害対策部長会議</p> <p>ア 危機管理監は、必要に応じ災害対策部長会議の開催を指示する。</p> <p>なお、災害監視体制時又は災害警戒本部体制時において、危機管理監が必要と認める場合にも開催を指示できるものとする。</p> <p>イ 災害対策部長会議は、総務部長、危機管理監、市民部長、産業部長、都市部長、土木部長、消防局副局長その他関係部長をもって構成する。</p> <p>ウ 災害対策部長会議場所は、市役所防災会議室とする。</p>	指令者	災害の種類	発令の基準	発令に当たっての判断基準	危機管理監	地震・津波	(略)	(略)			(略)	(略)	<p>②</p> <p>②</p> <p>②</p> <p>②</p>
指令者	災害の種類	発令の基準	発令に当たっての判断基準																								
総務部長	地震・津波	(略)	(略)																								
		(略)	(略)																								
指令者	災害の種類	発令の基準	発令に当たっての判断基準																								
危機管理監	地震・津波	(略)	(略)																								
		(略)	(略)																								
P 2 6 5	<p>(略)</p> <p>(7) 組織等</p> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="271 1150 1115 1294"> <thead> <tr> <th>組織</th> <th>所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>その他総務部長が指定する課</td> <td>被害情報等の収集等その課の事務</td> </tr> </tbody> </table>	組織	所掌事務	(略)	(略)	その他総務部長が指定する課	被害情報等の収集等その課の事務	<p>(略)</p> <p>(7) 組織等</p> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="1158 1150 2002 1294"> <thead> <tr> <th>組織</th> <th>所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>その他危機管理監が指定する課</td> <td>被害情報等の収集等その課の事務</td> </tr> </tbody> </table>	組織	所掌事務	(略)	(略)	その他危機管理監が指定する課	被害情報等の収集等その課の事務	<p>②</p>												
組織	所掌事務																										
(略)	(略)																										
その他総務部長が指定する課	被害情報等の収集等その課の事務																										
組織	所掌事務																										
(略)	(略)																										
その他危機管理監が指定する課	被害情報等の収集等その課の事務																										
P 2 6 6	<p><b>2 災害警戒体制（警戒体制）</b></p> <p>(1) 設置の基準</p> <p>総務部長は、次の場合に災害警戒本部を設置し、警戒体制をとる。</p>	<p><b>2 災害警戒体制（警戒体制）</b></p> <p>(1) 設置の基準</p> <p>危機管理監は、次の場合に災害警戒本部を設置し、警戒体制をとる。</p>	<p>②</p>																								

ページ	現 行				改正案				変更理由
P 2 6 6	設置者 <u>総務部長</u>	災害の種類 地震・津波	設置の基準 (略)	設置に当たっての判断基準 (略)	設置者 <u>危機管理監</u>	災害の種類 地震・津波	設置の基準 (略)	設置に当たっての判断基準 (略)	②
			(略)	(略)			(略)	(略)	
			(略)	(略)			(略)	(略)	
	(略)				(略)				
	(4) 廃止 警戒本部の廃止は、上記に係る要因がなくなったと認めたとし、 <u>総務部長</u> が決定する。				(4) 廃止 警戒本部の廃止は、上記に係る要因がなくなったと認めたとし、 <u>危機管理監</u> が決定する。				②
	(5) 設置及び廃止の通知 ア <u>総務部長</u> は、警戒本部を設置する場合は、市長、副市長（以下「市長等」という。）に報告し、関係機関に通知するとともに、その旨を表示する。				(5) 設置及び廃止の通知 ア <u>危機管理監</u> は、警戒本部を設置する場合は、市長、副市長（以下「市長等」という。）に報告し、関係機関に通知するとともに、その旨を表示する。				②
P 2 6 7	(略)				(略)				
	(7) 警戒本部の組織の構成及び分掌事務 警戒本部の組織の構成及び分掌事務は、次のとおりとする。 ア 警戒本部長等 (ア) 警戒本部長は、 <u>総務部長</u> とする。				(7) 警戒本部の組織の構成及び分掌事務 警戒本部の組織の構成及び分掌事務は、次のとおりとする。 ア 警戒本部長等 (ア) 警戒本部長は、 <u>危機管理監</u> とする。				②
	(略)				(略)				
	(イ) 警戒副本部長は、 <u>市民部長</u> とする。				(イ) 警戒副本部長は、 <u>総務部長</u> とする。				②
	(略)				(略)				
	イ 組織等				イ 組織等				
	(略)				(略)				
P 2 6 8	組 織		所 掌 事 務		組 織		所 掌 事 務		
	(略)		(略)		(略)		(略)		
	その他 <u>総務部長</u> が指定する課		被害情報等の収集等その課の事務		その他 <u>危機管理監</u> が指定する課		被害情報等の収集等その課の事務		②
	【災害警戒本部組織図】				【災害警戒本部組織図】				
P 2 6 9	表 (略)				表 別紙1のとおり				②
	(8) 災害対策会議				(8) 災害対策会議				
	(略)				(略)				
	イ 災害対策会議は、市長（随時出席）、副市長_____、消防局長、総務部長、市民部長、産業部長、都市部長、土木部長その他関係部長をもって構成する。				イ 災害対策会議は、市長（随時出席）、副市長、 <u>危機管理監</u> 、消防局長、総務部長、市民部長、産業部長、都市部長、土木部長その他関係部長をもって構成する。				②
	ウ 災害対策会議場所は、市役所本庁舎3階市長会議室とする。(電話3486～3489)				ウ 災害対策会議場所は、市役所防災会議室_____とする。_____				②

ページ	現 行	改正案	変更理由																				
P 2 6 9	(略) <b>第3 災害対策本部設置以降の体制（非常体制）</b> (略) <b>2 事務局</b> (略) (3) 事務局は、災害対策本部における迅速な意思決定のための情報収集や提供を行うとともに、決定された災害対応の周知を図る。 なお、事務局の組織及び主な分掌事務は、次のとおりとし、これら以外にも災害応急対策等に係る事務を各対策部及び防災関係機関と連携して行う。	(略) <b>第3 災害対策本部設置以降の体制（非常体制）</b> (略) <b>2 事務局</b> (略) (3) 事務局は、災害対策本部における迅速な意思決定のための情報収集や提供を行うとともに、決定された災害対応の周知を図る。 なお、事務局の組織及び主な分掌事務は、次のとおりとし、これら以外にも災害応急対策等に係る事務を各対策部及び防災関係機関と連携して行う。																					
P 2 7 0	表 (略)	表 別紙2のとおり	②																				
P 2 7 3	<b>3 設置場所</b> 災害対策本部は、原則として市役所本庁3階市長会議室に設置する。ただし、庁舎の被害の程度によっては、順次次の施設に設置する。 (略) <b>6 設置又は廃止の通知</b> (略) (5) 呉市防災会議委員、関係機関等への通知先及び方法は、次のとおりとする。	<b>3 設置場所</b> 災害対策本部は、原則として市役所防災会議室_____に設置する。ただし、庁舎の被害の程度によっては、順次次の施設に設置する。 (略) <b>6 設置又は廃止の通知</b> (略) (5) 呉市防災会議委員、関係機関等への通知先及び方法は、次のとおりとする。	②																				
P 2 7 4	<table border="1"> <thead> <tr> <th>通知先</th> <th>通知方法等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>中国財務局呉出張所</td> <td>電話等迅速な方法 21-6411</td> </tr> <tr> <td>中国四国農政局広島地域センター</td> <td>電話等迅速な方法 (082)228-5840</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	通知先	通知方法等	(略)	(略)	中国財務局呉出張所	電話等迅速な方法 21-6411	中国四国農政局広島地域センター	電話等迅速な方法 (082)228-5840	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>通知先</th> <th>通知方法等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>中国財務局呉出張所</td> <td>電話等迅速な方法 21-6411</td> </tr> <tr> <td>中国四国農政局広島支局_____</td> <td>電話等迅速な方法 (082)228-5840</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	通知先	通知方法等	(略)	(略)	中国財務局呉出張所	電話等迅速な方法 21-6411	中国四国農政局広島支局_____	電話等迅速な方法 (082)228-5840	(略)	(略)	③
通知先	通知方法等																						
(略)	(略)																						
中国財務局呉出張所	電話等迅速な方法 21-6411																						
中国四国農政局広島地域センター	電話等迅速な方法 (082)228-5840																						
(略)	(略)																						
通知先	通知方法等																						
(略)	(略)																						
中国財務局呉出張所	電話等迅速な方法 21-6411																						
中国四国農政局広島支局_____	電話等迅速な方法 (082)228-5840																						
(略)	(略)																						
P 2 7 5	(略) <b>8 災害対策本部の組織及び運営</b> (略) (2) 本部長付 ア 本部長付は、消防局長_____、上下水道事業管理者及び教育長をもって充てる。	(略) <b>8 災害対策本部の組織及び運営</b> (略) (2) 本部長付 ア 本部長付は、消防局長、危機管理監、上下水道事業管理者及び教育長をもって充てる。	②																				
P 2 7 6	(略) (6) 災害対策本部の組織及び分掌事務 災害対策本部の組織及び分掌事務は、次のとおりとする。	(略) (6) 災害対策本部の組織及び分掌事務 災害対策本部の組織及び分掌事務は、次のとおりとする。																					
P 2 9 7	表 (略) 【災害対策本部組織図】	表 別紙3のとおり 【災害対策本部組織図】	②																				

ページ	現 行	改正案	変更理由
P 3 1 9	表 (略) (略)	表 別紙4のとおり (略)	②
	第5節 広域相互応援計画	第5節 広域相互応援計画	
P 3 2 1	3 消防における相互応援協力 (略)	3 消防における相互応援協力 (略)	
P 3 2 2	(4) 緊急消防援助隊による応援 (略)	(4) 緊急消防援助隊による応援 (略)	
P 3 2 3	イ 調整本部の設置 調整本部の組織及び業務内容は、次のとおりとする。	イ 調整本部の設置 調整本部の組織及び業務内容は、次のとおりとする。	
	広島県		
	(略)	(略)	
	調整本部員	調整本部員 県危機管理監の職員及び県防災航空隊職員 県内の代表消防機関又は代表消防機関代行 災害発生市町を管轄する消防本部の職員 広島県に派遣された指揮支援部隊長	
	調整本部の業務	調整本部の業務 ・被害状況，都道府県が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること。 ・被災地消防本部，消防団，当該都道府県内消防応援隊及び緊急消防援助隊の活動調整に関すること。 ・緊急消防援助隊の都道府県内での部隊移動に関すること。 ・自衛隊，警察，海上保安庁，DMAT等関係機関との連絡調整に関すること。 ・都道府県災害対策本部に設けられた航空運用調整班との活動調整に関すること。 ・県内で活動する緊急消防援助隊の安全管理体制に関すること。 ・災害対策本部に設置された災害医療本部との連絡調整に関すること。 ・その他必要な事項に関すること。	③
	ウ 指揮体制		
	呉市		
	(略)	(略)	
	設置場所	設置場所 呉市災害対策本部又は消防局	③
	(略)	(略)	

ページ	現 行	改正案	変更理由
P 3 2 3	<p>・指揮支援本部は災害対策本部(又は消防局)に設置し、市長が指揮者として市消防機関、県内応援部隊及び緊急消防援助隊の活動を統括管理する。</p> <p>・指揮支援部隊長は、緊急消防援助隊の部隊の配備が決定した場合は、被災地に指揮支援本部を設置する。また、指揮支援部隊長(又は指揮支援隊長)は指揮者を補佐し、その指揮の下で、都道府県隊の活動の管理を行う。</p> <p><b>【指揮支援本部の事務】</b></p> <p>① 指揮者の指揮の下、部隊配備された都道府県隊の活動管理に関する<u>こと。</u></p> <p>② 関係機関との連絡調整に関する<u>こと。</u></p> <p>③ 調整本部への連絡に関する<u>こと。</u></p> <p>④ その他必要事項に関する<u>こと。</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>・都道府県隊長は、指揮者の指揮の下、又は指揮支援部隊長(又は指揮支援隊長)の管理の下、当該都道府県隊の活動の管理を行う。</p>	<p>・指揮支援本部は災害対策本部_____に設置し、市長が指揮者として市消防機関、県内応援部隊及び緊急消防援助隊の活動を統括管理する。</p> <p>・指揮支援部隊長は、緊急消防援助隊の部隊の配備が決定した場合は、被災地に指揮支援本部を設置する。また、指揮支援部隊長(又は指揮支援隊長)は指揮者を補佐し、その指揮の下で、都道府県隊の活動の管理を行う。</p> <p><b>【指揮支援本部の事務】</b></p> <p>① 被害状況、市が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関する<u>こと。</u></p> <p>② 被災地消防本部、消防団、県内消防応援隊及び配備された緊急消防援助隊の活動調整に関する<u>こと。</u></p> <p>③ 自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との活動調整に関する<u>こと。</u></p> <p>④ 指揮本部又は市災害対策本部への隊員の派遣に関する<u>こと。</u></p> <p>⑤ 調整本部に対する報告に関する<u>こと。</u></p> <p>⑥ 被害状況及び緊急消防援助隊の活動に係る記録に関する<u>こと。</u></p> <p>⑦ 緊急消防援助隊の安全管理に関する<u>こと。</u></p> <p>⑧ その他必要事項に関する<u>こと。</u></p> <p>・都道府県隊長は、指揮者の指揮の下、又は指揮支援部隊長(又は指揮支援隊長)の管理の下、当該都道府県隊の活動の管理を行う。</p>	<p>③</p> <p>③</p>
	<p style="text-align: center;">(新規)</p> <p>(新規)   (新規)</p> <p>(新規)</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p style="text-align: center;">指揮本部</p> <p>設置場所   呉市消防局</p> <p>被災地消防本部は、緊急消防援助隊の応援等が決定した場合は、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、指揮本部を設置するものとする。</p> <p>指揮本部は、市が行う災害対策及び自衛隊、警察、DMAT等関係機関との活動調整を図るため、市災害対策本部と緊密に連携を図るものとし、当該市災害対策本部に職員を派遣するものとする。</p> <p><b>【指揮本部の事務】</b></p> <p>① 被害情報の収集に関する<u>こと。</u></p> <p>② 被害状況並びに被災地消防本部及び消防団の活動に係る記録に関する<u>こと。</u></p> <p>③ 緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関する<u>こと。</u></p>	<p>③</p>

ページ	現 行	改正案	変更理由																																																						
P 3 4 9	(略) 第15節 医療・救護計画	④ その他緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関すること。 (略) 第15節 医療・救護計画	③																																																						
P 3 5 2	10 市内5病院の病床状況 (1) 医療施設	10 市内5病院の病床状況 (1) 医療施設																																																							
P 3 5 3	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th rowspan="2">開設者</th> <th colspan="3">病 床 数</th> <th rowspan="2">救急車の有無</th> </tr> <tr> <th>一 般</th> <th>精 神</th> <th>結 核</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>呉医療センター</td> <td>独立行政法人国立病院機構</td> <td>650</td> <td>50</td> <td></td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>中国労災病院</td> <td>独立行政法人労働者健康福祉機構</td> <td>410</td> <td></td> <td></td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(使用許可病床数 平成25.4.1.現在)</p>	施設名		開設者	病 床 数			救急車の有無	一 般	精 神	結 核	呉医療センター	独立行政法人国立病院機構	650	50		有	中国労災病院	独立行政法人労働者健康福祉機構	410			有	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th rowspan="2">開設者</th> <th colspan="3">病 床 数</th> <th rowspan="2">救急車の有無</th> </tr> <tr> <th>一 般</th> <th>精 神</th> <th>結 核</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>呉医療センター</td> <td>独立行政法人国立病院機構</td> <td>650</td> <td>50</td> <td></td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>中国労災病院</td> <td>独立行政法人労働者健康安全機構</td> <td>410</td> <td></td> <td></td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(使用許可病床数 平成28年4月1日現在)</p>	施設名	開設者	病 床 数			救急車の有無	一 般	精 神	結 核	呉医療センター	独立行政法人国立病院機構	650	50		有	中国労災病院	独立行政法人労働者健康安全機構	410			有	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
施設名	開設者				病 床 数				救急車の有無																																																
		一 般		精 神	結 核																																																				
呉医療センター	独立行政法人国立病院機構	650		50		有																																																			
中国労災病院	独立行政法人労働者健康福祉機構	410				有																																																			
(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)																																																			
施設名	開設者	病 床 数			救急車の有無																																																				
		一 般		精 神		結 核																																																			
呉医療センター	独立行政法人国立病院機構	650	50		有																																																				
中国労災病院	独立行政法人労働者健康安全機構	410			有																																																				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																				
	(2) 助産施設	(2) 助産施設																																																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>開設者</th> <th>病床数</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>呉医療センター</td> <td>独立行政法人国立病院機構</td> <td>50</td> <td>産婦人科病床数</td> </tr> <tr> <td>中国労災病院</td> <td>独立行政法人労働者健康福祉機構</td> <td>47</td> <td>産婦人科・小児病床数</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	開設者	病床数	摘要	呉医療センター	独立行政法人国立病院機構	50	産婦人科病床数	中国労災病院	独立行政法人労働者健康福祉機構	47	産婦人科・小児病床数	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>開設者</th> <th>病床数</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>呉医療センター</td> <td>独立行政法人国立病院機構</td> <td>50</td> <td>産婦人科病床数</td> </tr> <tr> <td>中国労災病院</td> <td>独立行政法人労働者健康安全機構</td> <td>47</td> <td>産婦人科・小児病床数</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	開設者	病床数	摘要	呉医療センター	独立行政法人国立病院機構	50	産婦人科病床数	中国労災病院	独立行政法人労働者健康安全機構	47	産婦人科・小児病床数																															
施設名	開設者	病床数	摘要																																																						
呉医療センター	独立行政法人国立病院機構	50	産婦人科病床数																																																						
中国労災病院	独立行政法人労働者健康福祉機構	47	産婦人科・小児病床数																																																						
施設名	開設者	病床数	摘要																																																						
呉医療センター	独立行政法人国立病院機構	50	産婦人科病床数																																																						
中国労災病院	独立行政法人労働者健康安全機構	47	産婦人科・小児病床数																																																						
	第16節 交通確保、規制、障害物除去計画	第16節 交通確保、規制、障害物除去計画																																																							
P 3 5 5	(略) 第1 交通確保、規制 (略) 2 公共交通機関の運行 (1) 報告など 西日本旅客鉄道株式会社広島支社呉管理駅長及び広島電鉄株式会社管理者は、被害が発生するおそれがあり運行経路を変更した時は、速やかに市長に報告又は通知するものとする。	(略) 第1 交通確保、規制 (略) 2 公共交通機関の運行 (1) 報告など 西日本旅客鉄道株式会社広島支社呉管理駅長及び広島電鉄株式会社バス事業本部呉輸送営業部長は、被害が発生するおそれがあり運行経路を変更した時は、速やかに市長に報告又は通知するものとする。	③																																																						
P 3 6 5	(略) 第19節 要配慮者対策計画	(略) 第19節 要配慮者対策計画																																																							
P 3 6 6	(略) 3 児童に係る対策	(略) 3 児童に係る対策																																																							

ページ	現 行	改正案	変更理由																																
P 3 6 7	(略) (4) 母子家庭等の支援	(略) (4) 母子家庭等の支援																																	
P 3 6 7	(略) イ 県及び関係機関と協力し、 <u>母子寡婦福祉資金</u> の貸与や児童扶養手当及び児童手当の支給等、養育する児童のための資金貸与や手当の給付に係る情報の提供に努める。	(略) イ 県及び関係機関と協力し、 <u>母子父子寡婦福祉資金</u> の貸与や児童扶養手当及び児童手当の支給等、養育する児童のための資金貸与や手当の給付に係る情報の提供に努める。	③																																
P 3 6 8	(略) 第21節 食糧、飲料水及び生活必需品等の供給計画	(略) 第21節 食糧、飲料水及び生活必需品等の供給計画																																	
P 3 6 9	(略) 第2 食糧の確保及び供給	(略) 第2 食糧の確保及び供給																																	
P 3 7 0	(略) 2 食糧の供給	(略) 2 食糧の供給																																	
P 3 7 1	(略) (3) 食糧供給の手段・方法	(略) (3) 食糧供給の手段・方法																																	
P 3 7 1	(略) 【炊き出しのできる給食施設を有する施設】 <u>数値データ等の修正（表略）</u>	(略) 【炊き出しのできる給食施設を有する施設】 <u>別紙3のとおり</u>	③																																
P 3 7 2	(略) 第3 飲料水等の供給	(略) 第3 飲料水等の供給																																	
P 3 7 4	(略) 5 上水道、 <u>応急給水用器材</u> などの状況	(略) 5 上水道、 <u>応急給水機器</u> の状況	③																																
	(1) 上水道とその規模	(1) 上水道とその規模																																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>浄水場等名</th> <th>給水区域</th> <th>給水能力 (m<sup>3</sup>/日)</th> <th>電話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宮原浄水場</td> <td>中央・宮原・警固屋・阿賀・広・音戸の各一部</td> <td>78,800</td> <td>21-2946</td> </tr> <tr> <td>広島県営水道 (県宮原浄水系)</td> <td>天応・吉浦・仁方・川尻・倉橋・下蒲刈・蒲刈・豊・豊浜</td> <td><u>17,600</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>広島県営水道 (県瀬野川浄水系)</td> <td>広の一部, 昭和・郷原・安浦</td> <td><u>19,300</u></td> <td>33-0021</td> </tr> </tbody> </table>	浄水場等名	給水区域	給水能力 (m <sup>3</sup> /日)	電話	宮原浄水場	中央・宮原・警固屋・阿賀・広・音戸の各一部	78,800	21-2946	広島県営水道 (県宮原浄水系)	天応・吉浦・仁方・川尻・倉橋・下蒲刈・蒲刈・豊・豊浜	<u>17,600</u>		広島県営水道 (県瀬野川浄水系)	広の一部, 昭和・郷原・安浦	<u>19,300</u>	33-0021	<table border="1"> <thead> <tr> <th>浄水場等名</th> <th>給水区域</th> <th>給水能力 (m<sup>3</sup>/日)</th> <th>電話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宮原浄水場</td> <td>中央・宮原・警固屋・阿賀・広・音戸の各一部</td> <td>78,800</td> <td>21-2946</td> </tr> <tr> <td>広島県営水道 (県宮原浄水系)</td> <td>天応・吉浦・仁方・川尻・倉橋・下蒲刈・蒲刈・豊・豊浜</td> <td><u>14,860</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>広島県営水道 (県瀬野川浄水系)</td> <td>広の一部, 昭和・郷原・安浦</td> <td><u>22,060</u></td> <td>33-0021</td> </tr> </tbody> </table>	浄水場等名	給水区域	給水能力 (m <sup>3</sup> /日)	電話	宮原浄水場	中央・宮原・警固屋・阿賀・広・音戸の各一部	78,800	21-2946	広島県営水道 (県宮原浄水系)	天応・吉浦・仁方・川尻・倉橋・下蒲刈・蒲刈・豊・豊浜	<u>14,860</u>		広島県営水道 (県瀬野川浄水系)	広の一部, 昭和・郷原・安浦	<u>22,060</u>	33-0021	③
浄水場等名	給水区域	給水能力 (m <sup>3</sup> /日)	電話																																
宮原浄水場	中央・宮原・警固屋・阿賀・広・音戸の各一部	78,800	21-2946																																
広島県営水道 (県宮原浄水系)	天応・吉浦・仁方・川尻・倉橋・下蒲刈・蒲刈・豊・豊浜	<u>17,600</u>																																	
広島県営水道 (県瀬野川浄水系)	広の一部, 昭和・郷原・安浦	<u>19,300</u>	33-0021																																
浄水場等名	給水区域	給水能力 (m <sup>3</sup> /日)	電話																																
宮原浄水場	中央・宮原・警固屋・阿賀・広・音戸の各一部	78,800	21-2946																																
広島県営水道 (県宮原浄水系)	天応・吉浦・仁方・川尻・倉橋・下蒲刈・蒲刈・豊・豊浜	<u>14,860</u>																																	
広島県営水道 (県瀬野川浄水系)	広の一部, 昭和・郷原・安浦	<u>22,060</u>	33-0021																																
	(2) 応急給水機器保有数 <u>数値データ等の修正（表略）</u>	(2) 応急給水機器保有数 <u>別紙4のとおり</u>	③																																
P 3 8 8	(略) 第27節 住宅の確保及び応急対策計画	(略) 第27節 住宅の確保及び応急対策計画																																	



ページ	現 行	改正案	変更理由
P 3 8 8	1 応急住宅の提供	1 応急住宅の提供	
(略)	(略)	(略)	
P 3 8 9	(3) 応急仮設住宅の建設	(3) 応急仮設住宅の建設	
(略)	(略)	(略)	
ウ	建築基準	ウ 建築基準	
	建設基準は、次のとおりである。	建設基準は、次のとおりである。	
1	規模 1戸当たり29.7㎡以内	1 規模 1戸当たり29.7㎡以内	
2	構造 木造平家建て(連続建て)	2 構造 木造平家建て(連続建て)	③
3	費用 1戸当たり2,034,000円以内(整地費、建築費、附帯工事費等一切を含む。)	3 費用 1戸当たり2,530,000円以内(整地費、建築費、附帯工事費等一切を含む。)	③
4	着工期限 災害発生の日から20日以内に着工する。	4 着工期限 災害発生の日から20日以内に着工する。	
5	貸与期間 原則として完成の日から特別な場合を除き最長2年以内とする。	5 貸与期間 原則として完成の日から特別な場合を除き最長2年3ヶ月以内とする。	
(略)	(略)	(略)	
P 3 9 3	第30節 隣保互助に係る公共的団体活動の協力計画	第30節 隣保互助に係る公共的団体活動の協力計画	
(略)	(略)	(略)	
1	公共的団体の種別及び組織	1 公共的団体の種別及び組織	
(略)	(略)	(略)	
(2)	女性会	(2) 女性会	
呉市女性連合会	←→	呉市女性連合会	③
(1)		(1)	
単位女性会		単位女性会	
(30)		(27)	
(3)	赤十字奉仕団	(3) 赤十字奉仕団	
日本赤十字社広島	←→	日本赤十字社広島	
県支部呉市地区		県支部呉市地区	
(1)		(1)	
呉市赤十字奉仕団	←→	呉市赤十字奉仕団	
(1)		(1)	
呉市赤十字奉仕団分団		呉市赤十字奉仕団分団	
(30)		(27)	
(略)	(略)	(略)	